

# 室町前期における地方住僧の修学活動

—醍醐寺報恩院隆源と越前国三国湊瀧谷寺睿憲との関わりを通して—

藤井雅子

はじめに

室町中期以降、京都醍醐寺僧が地方に下向して、地方住僧に対して伝法灌頂や印可を伝授したことは、無量寿院堯雅による醍醐寺所蔵の付法記等が地方自治体史に掲載されていることから幅広く知られている。しかし伝授を語る史料は地方には断片的にしか残っていない場合が多い。

そのため、中世における地方住僧らが具体的にどのような修学活動を行ったのかを史料から辿ることができる事例は決して多くない。

そのような中で越前国三国湊の瀧谷寺睿憲の事例は希有なものといえる。瀧谷寺は、摩尼宝山宝幢院瀧谷寺とい<sup>1)</sup>、越前国三国湊（現福井県坂井市）に所在する真言宗の寺院であり、現在は真言宗智山派に所属している。開祖睿憲（一三三二—一四二〇）は美作国出身とされるが、根来寺と醍醐寺報恩院等の諸寺において真言密教を学び、永徳元年（一三三〇）に瀧谷寺を開創したとされる（『瀧谷寺歴代寛<sup>2)</sup>』。つまり

睿憲は畿内本寺や東国における真言宗の拠点寺院においても修学を積んだのである。その修学を裏付ける数多くの史料が瀧谷寺には残されており、睿憲関係史料を含め、現在、中世文書一五四点、近世文書一七〇二点、聖教七〇二点が福井県の文化財指定を受けている<sup>3)</sup>。これに加え、睿憲関係史料は、醍醐寺にも残されていることが確認される<sup>4)</sup>。このように地方に残される在地史料と畿内本寺に残される史料の両方が残ることは珍しい。

そこで本稿では、南北朝から室町前期に活動した瀧谷寺開祖睿憲を事例として地方住僧による修学活動を、在地史料および畿内史料にみえる付法関係史料を付き合わせながら明らかにしていきたい。そして醍醐寺報恩院隆源等からの三宝院流伝授が睿憲に与えた影響について考察する。さらに最終的には睿憲の修学活動に裏打ちされた、地方における瀧谷寺や睿憲の在地における立場や役割について考えたい。

なお瀧谷寺史料の翻刻および目録、その歴史については、すでに『瀧谷寺の文書と寺宝<sup>5)</sup>』、『福井県史』資料編2および通史編、『福井県白山

信仰関係古文書調査報告書 越知神社・劍神社・瀧谷寺文書目録<sup>6</sup>の「瀧谷寺文書 解題」等に掲載され、述べられている。よって本稿ではこれらの先行研究や掲載史料に依ることも少なくないが、聖教や付法史料を活用することにより、瀧谷寺開祖睿憲について、再検討を加えることにしたい。

## 一、醍醐寺報恩院と地方住僧

瀧谷寺開祖睿憲の修学について取り上げる前提として、醍醐寺報恩院と地方住僧との関わりについて述べておきたい。

そもそも真言宗畿内本寺僧による地方住僧への付法活動に関する研究としては、榎田良洪氏が「関東における東密の展開」において、関東に広がった小野流と広沢流両流の伝播を取り上げたことに始まる<sup>7</sup>。その後、坂本正仁氏は京都醍醐寺に所蔵される中世後期の醍醐寺僧や東寺僧の授与記を相次いで翻刻し、醍醐寺無量寿院、同報恩院、東寺宝菩提院の僧侶による地方への下向と付法活動の実態を紹介し分析した<sup>8</sup>。筆者も、醍醐寺無量寿院の「堯雅僧正印可授与記」を翻刻し<sup>9</sup>、それを基に中世後期における醍醐寺僧による地方住僧への付法活動の内容や特徴、畿内本寺僧と地方住僧との中世的本末関係の実態について明らかにした<sup>10</sup>。これらは主に、畿内本寺醍醐寺に残された『醍醐寺文書聖教』を活用して論じたものであった。その後、尾張国万徳寺に多数残された印信史料を通して、中世後期における事相本寺醍醐寺と教相本寺根来寺との関わりを論じた。尾張国万徳寺は中近世において醍醐寺報恩院の末寺であり、報恩院源雅伝授の印信や三宝院門跡義堯に関わる文書が残され、田舎本寺として機能していた寺院であった<sup>11</sup>。一方で、教相本寺として位置づけられ

る根来寺僧による印信も確認されたが、これらの印信の存在により、醍醐寺や根来寺という畿内本寺僧と万徳寺僧が事相伝授を通して、つながりをもっていたことが明らかとなった。ただし中世の万徳寺僧がそれぞれのような修学活動を行っていたのかを具体的に明らかにすることはできなかった<sup>12</sup>。

この他万徳寺に関する研究としては、稲葉伸道氏が尾張国真福寺と万徳寺が中世から近世にかけて田舎本寺となる過程を法流や法会、本末関係の編成の検討を通して解明している<sup>13</sup>。また中世後期において田舎本寺となりつつあった万徳寺が在地寺院や僧侶とどのような関わりを持ったかについても「尾張国真福寺開山能信百年忌法要にみる室町中期の真福寺「一門」」で明らかにしている。つまりこれらの論考により、在地寺院や僧侶間の横のつながりの一端が明らかになりつつあるといえる。もちろん地方寺院間のつながりについては、地域や宗派の相違によって様々な事例があると考えられる。よって本稿では、第三章において瀧谷寺の在地における役割や立場について、門徒の関わりを提示したいと考える。

では話を戻し、醍醐寺報恩院と地方住僧との関わりについて、すでに拙稿<sup>14</sup>で論じた内容と重複する点も多いが、再度確認しておきたい。

醍醐寺には掛幅装に装丁された「報恩院流血脈」二幅が存在するが、これは江戸中期に報恩院寛順によって作成されたものである<sup>15</sup>。第一幅目には、大日如来から鎌倉中期の報恩院祖師とされる憲深までの醍醐寺諸流の血脈が諸流含めて記されている。第二幅目には、憲深以降の報恩院流正嫡が左に太字で釣られ、右にその他の弟子が書き連ねられている。この中の隆源以降の正嫡に地方住僧の名前が地名や寺院とともに、記されている。つまりこのことから、報恩院において、地方住僧への付法や

印可伝授が行われたのは、室町前期の隆源以降であるとわかる。もちろん、隆源以前の報恩院正嫡であった隆勝や隆舜も関東に下向し、伊豆走湯山の院主を兼ねていたこと<sup>17)</sup>から、その最中に東国僧に対して伝授を行っていた可能性は十分考えられるが、管見の限り、両者が伝授を行った記録や地方住僧名は明らかではない。

ところで前述した通り、報恩院隆源が地方住僧を弟子としたことは「報恩院流血脈」に明らかであるが、その一人目として記されているのが越前国瀧谷寺開山の睿憲である。隆源（一三四二～一四二六）は、大納言四条隆家息で、貞治三年（一三六四）に前報恩院院主・正嫡の隆深から報恩院等を譲与され、報恩院院主および三宝院流憲深方の正嫡となった<sup>18)</sup>。隆源から睿憲への付法については、前掲の拙稿において付法内容や方法について詳細は不明と述べたが、今回改めて、『醍醐寺文書聖教』と『瀧谷寺文書』を確認した結果、隆源による睿憲への伝授内容を記す史料を見つけることができたため、第二章においてそれらを提示し検証を行うことにしたい。

また隆源が睿憲以外の寺外僧の根来寺僧に対して伝授を行ったことは、すでに永村眞氏や佐藤亜莉華氏による研究で指摘されている<sup>20)</sup>。根来寺僧が地方住僧にあたるかどうかは微妙であるが、前掲の「報恩院流血脈」や『醍醐寺新要録』報恩院篇によれば、隆源は根来寺の聖天院賢範・景範、中性院聖増・聖融に対して伝授を行っている。これらの伝授の経緯や詳細については永村氏の論考に詳しいが、本稿で注目したいのは、応永十五年（一四〇八）に根来寺聖天院賢範・景範の師弟の求めにより、隆源が自ら根来寺に下向し行った伝法灌頂についてである。

応永十五年三月十八日、隆源は醍醐寺を出発し、同廿日に根来寺に到着した。この時の一行の構成や様子について、隆源は「御下向共奉人、

出世者四人、侍三人、遁世物<sup>21)</sup>二人、承仕已下山下百余人、拔群御煩也」と述べており、その一行の総勢は百人を超えるものであった。そして到着後、根来寺中性院に止住し、景範から「一献」「風呂」などの接待を受け、同廿七日・廿八日の連日に灌頂を行い、その「布施料足」として「百貫」を賜ったことがわかる。そして隆源はこの時の灌頂の次第や作法を詳細に記している。これらの根来寺僧への伝授については、第二章で改めて触れることにしたい。

さて『報恩院流血脈』によれば、隆源の次に報恩院流正嫡となった報恩院隆寛（一三七七～一四二九）には地方住僧の弟子はいない。次の隆濟（一四〇九～一四七〇）は地方へ下向をしていないが、地方住僧の弟子は四名おり、次の賢深（一四〇一～一四七三）は地方住僧との関わりが確認できない。その次の澄恵（一四三二～一五一六）、源雅（一四九一～一五六二）、深応（一四八九～一五七三）、雅厳（一五四八～一五九五）は多数の地方住僧への伝授を行っている。なかでも源雅は、天文廿三年（一五五四）六月五日に瀧谷寺に到着し、「<sup>宝仙房</sup>法印頼意」「法印源雄」「権大僧都欽中」に「印可」を授けている。また雅厳は文禄二年（一五九三）醍醐寺釈迦院において「瀧谷寺住持行盛」「瀧谷寺僧宝乘房覚隆」に「印可」授与を行っていることが確認される<sup>23)</sup>。

このように室町前期の隆源以降の報恩院の歴代院主は瀧谷寺僧などの地方住僧との関わりを断続的に持ち、次第に法流を拡大していったことがわかる。地方住僧の地域的分布をみると、東国、尾張国、伊勢国、越前国、佐渡国、近江国、和泉国、紀伊国、伊予国、周防国等、全国に及んでいる。これは報恩院が真言密教事相の小野流の筆頭的法流であった三宝院流を、室町時代を通して相承したと認識されていたことが大きく影響していると思われる。そのことは尾張国万徳寺に残される次の書

状からもうかがわれる。<sup>24)</sup>

尚々三宝院座主迄にて、無附法代多之候、三宝院之正嫡之衆、皆報恩院・行樹院・西南院などにて候、三宝院居住被成候座主衆之内、正嫡ニ除候衆あまた御座候、申ニ不及候へ共、三部之秘経等をもつて、吾宗を立候と思召候てハくちおしく候、一向無教尊仏ニ候て□、□受面授をもつて為本候、(中略) 又当葉不葉不案内不相伝之故ニ、教学はかりを本として写瓶候事、法流破廉、吾宗すいひの(<sup>衰微</sup>)もとひにて候、已上、

この書状は、年未詳十二月十七日付の性盛書状である。性盛(天文六年(一五三七)～慶長一四年(二六〇九))は、万徳寺の所在する尾張中嶋の出身であり、万徳寺において両部灌頂を受けた後、根来寺五坊に止住し、中院院聖空の正嫡となった。また南都においても諸宗を学んだ後、再び根来寺清浄金剛院に住持していたが、天正十三年(一五八五)豊臣秀吉による根来寺焼き討ちに遭い、京都に逃れた。その間、醍醐寺報恩院源雅や行樹院深応、報恩院雅厳のもとで、三宝院流を学んだ。よつてこの書状は、性盛が古巣の万徳寺住持に漏らした、醍醐寺の法流相承に関する内部事情であり実態であるといえよう。つまりこの書状の内容から次のことがわかる。①室町後期には少なくとも三宝院に居住する醍醐寺座主を勤める代々の三宝院門跡は、「無附法」の代が多く、三宝院流正嫡から除外され、報恩院・行樹院・西南院が嫡流を相承している。②三宝院門跡は「三部之秘経等」の「教学」をもつて「写瓶」とするが、本来「吾宗」(真言宗)は「□受面授」を「本」(本分)とするものであり、これは「法流破廉」であり、衰微の基である。これらの三宝院流相

承の実態は、少なからず地方住僧の間にも認識されていたにちがいない。そのため「三宝院之正嫡之衆」とみなされた報恩院院主や正嫡の許に、多くの地方住僧が「印可」を求めたと考えられる。

なお江戸前期に報恩院寛済によつて作成された「報恩院末寺帳」には、約百八十ヶ寺が記されているが、この中には中世以来、報恩院院主から伝授を受けた瀧谷寺や万徳寺の他に近江国神照寺などの地方寺院名が確認される。<sup>25)</sup> すなわち報恩院とこれらの地方寺院との間には、中世における師資関係が、近世における本末関係に発展した痕跡をみる事ができる。ただし百八十ヶ寺の内約九割の寺院には「寛永十五年被召加御末寺畢」と記された後に列挙されていることから、江戸幕府が寛永九年(一六三二)、同十年に諸宗末寺帳の提出を命じたことにより、報恩院の末寺に名を連ねることになったとも考えられる。

以上、中世から近世初頭にかけての報恩院と地方住僧や寺院との関わり推移を見てきたわけだが、本稿で取り上げる隆源と瀧谷寺睿憲との関係は、報恩院の歴史の中で最も早い段階での地方住僧への伝授の事例であるといえる。

## 二、瀧谷寺開祖睿憲による修学

睿憲は報恩院隆源からの伝授を含めて、どのような修学活動を行ったのであろうか。睿憲による諸流の相承については、「瀧谷寺歴代寛」に次のように記されている。<sup>26)</sup>

一 当寺法流之事

当寺法流者、初者、開山(<sup>詳</sup>憲)法印尾州大須三流相伝之、一八実賢方、伊勢大輪寺徒長老大須能信相伝候分、又者、号安養寺候哉、一ハ

慈恩寺方、意教法流也、一、武蔵方、頼瑜・頼任、左々目頼助僧  
 正相伝候、根来寺中性院法流、報恩院流也、已上大須三流<sup>二</sup>候、  
 其後、醍醐水本僧正隆源、奉遇報恩院一流相伝候、□三重候、于  
 今是当寺法流也、又中性院聖憲法印可相伝分在之、

これによれば、開山睿憲は、まず尾張国の「大須三流」を相伝したが、これは「実賢方」（安養寺方）、「慈恩寺方」（意教法流）、「武蔵方」<sup>27</sup>（根来寺中性院法流（報恩院流））の三流のことを指すという。ここで注目したいのは、「大須三流」に頼瑜に由来する「武蔵方」なる根来寺中性院流が含まれている点である。頼瑜（一二二六―一三〇四）は、高野山や東大寺、仁和寺等で修行したほか、弘長元年（一二六一）に醍醐寺報恩院憲淳の弟子となり、醍醐寺交衆としてしばらく住持し、三宝院流を学んだ。翌年には高野山において醍醐寺遍智院実勝から三宝院流地藏院流の大事を与えられた。こうして頼瑜は事相や教相の碩学として位置づけられ、中性院流の祖とされる。後述するように、睿憲にとつての事相伝授の出発点はこの「大須」における伝授にあつたと考えられる。そしてその後、睿憲は醍醐寺に登り、報恩院隆源に「報恩院」において「一流相伝」を受け、重位を伝受されたという。また根来寺中性院聖憲（一三〇七―一三九二）から「印可」を相伝したと記される。但しこの記述は、享祿四年（一五三一）に瀧谷寺六世の睿宥が記したとされるものであるため、その伝授内容の根拠や具体的な相伝内容は明確ではない。そこで以下、睿憲に関する当該期の付法史料を通して、睿憲の修学内容やその状況について再確認したい。なお睿憲の修学の過程および寺院については、『瀧谷寺の文書と寺宝』の「第一章解題 第二節文書の内容」中の「開基の由緒について」で瀧谷寺所蔵史料を根拠としてまとめられており、

本稿ではこれらを参考にしつつ再検証する。

## （二）「大須」における伝受

「大須」とは、尾張国中島郡大須庄（現在の岐阜県羽島市）に所在した真福寺のことで、鎌倉末期に能信（一二九一―一三五四）が開山したとされる。正平五年（一三五二）後村上天皇の祈願所となり、三代任瑜の頃には末寺が伊勢・美濃・尾張・三河・遠江・信濃国に広がり、寺領一万石を有した。その後慶長十七年（一六二二）、徳川家康の命により、現在の地（現在の愛知県名古屋市中区大須）に移転した。<sup>28</sup> よつて睿憲が訪れた南北朝期、真福寺は、最も寺勢のある頃であつた。

さて「大須」における睿憲の修学については、次の「伝法灌頂口伝抄」の奥書から知ることができる。

（本奥書）

「本記云、乾元二年八月八日、於鎌倉郡極楽寺保寿院書了、  
 已上、口伝ハ心一奉受遍智院法印御房実一御口伝所説給口伝也、  
 是三宝院灌頂外儀法則也、  
 金剛仏子睿海<sup>在判</sup>」

（前略）

元亨四年八月十五日、於勢州閔慈恩寺書了、金剛仏子能信  
 応安元年十二月一日、於尾州中嶋郡大須庄東方郷照光院以信慶僧  
 都御本令書了、

金剛資睿憲

まず本奥書の記述から、本書が三寶院流の「灌頂外儀法則」の内容を持つ聖教であり、「心一」が遍智院実勝から伝受した「御口伝」を記したものであることがわかる。伝受した「心一」および書写者の睿海(8)の詳細は不明であるが、書写した場所が「鎌倉郡極楽寺保寿院」であることから、鎌倉後期に東国に広がっていた三寶院流に係る聖教であり、遍智院流を相承した醍醐寺遍智院実勝による「口伝」であると考えられよう。実勝（仁治二年（一二四一）～正応四年（一二九一））は西園寺公経の息で、醍醐寺三寶院流から分派した法流を相承する醍醐寺遍智院および地藏院に連なる親快の弟子であり、弘安十年（一二八七）には醍醐寺座主に補された人物である。<sup>(9)</sup> その「口伝」が伊勢国関慈恩寺に伝わり、大須真福寺開祖能信の弟子信慶によって書写された聖教を、応安元年（一三六八）に尾張國中嶋郡大須庄の照光院において睿憲が書写したものであることがわかる。照光院は、おそらく真福寺の塔頭の一つと推測される。

また睿憲はこの他にも能信由来の「許可灌頂次第」<sup>(10)</sup>を書写したが、その本奥書には、

「于時元徳二年庚午五月十五日亥時、以勢州上野安養寺開山禪師大和尚御本書写畢、

能信」

とみえる。これら二点の聖教は、いずれも伝法灌頂や許可灌頂に関するものであり、後述するように、その内容から三寶院流の事相に関わるものである。つまり「大須」において睿憲はまず三寶院流の事相を修学したのである。なおこの両本の書写本については、『醍醐寺文書聖教』に

も残されているため、本章（四）で改めて取り上げることにはしたい。

## （二）根来寺における修学

睿憲は、正平十八年（一三六三）、同十九年、応安七年（一三七四）五月、永和元年（一三七五）四月に根来寺において聖教を書写していることが確認される。

まず正平十八年、睿憲は根来寺金剛台院において、「大疏私聞書」<sup>(11)</sup>を書写している。「大疏」とは、「大日経疏」すなわち大日経の根本注釈書であり、その内容は単なる字句の解釈にとどまらず、大日経の思想を再構成し、密教の発展に大きな役割を担ったものであり、わが国には空海によって伝えられ、東密では専らこれに依存して研究が進められた。<sup>(12)</sup> つまり本書は真言密教における根本經典である大日経の注釈書であり、それに関する聞書といえることから、真言教相に関わるものといえる。<sup>(13)</sup>

本書の外題には、「大疏私聞書」<sup>(14)</sup>と書かれており、その冒頭には「大日経三国伝来事」が記されている。そして三紙目には「大疏私聞書付指心抄之内、正平十八年十月十五日於根来寺大伝法院内金剛台院始之。」と見える。尾題には「大疏聞書并指心抄愚勘」<sup>(15)</sup>とあり、奥書には次のような記述がみえる。

「永和元年卯月廿七日、馳筆畢、抑所書載者、先年正平二九之比、<sup>(16)</sup> 於根来寺之金剛台院所聞書、重及清書之、次付末書少々加愚勘愚意之分、定背宗義違性相処可有之、後見之学者任正意可被取捨者也、

沙門睿憲星霜四十四」

この奥書より、本書は正平十八年（一三六三）頃に、根来寺金剛台院

において聞書した内容を清書したものであり、これに睿憲が「愚勘愚意」を書き加えたものであることがわかる。ただし「愚勘愚意」については、「宗義」に背き「性相」に違う所があるため、将来の「学者」は「正意」に従い「取捨」するようにと述べている。そして奥書の最初に書かれているように、睿憲は永和元年（一三七五）に「馳筆」したとあることから、再度、独自の書き込みを行ったようである。これらのことから、睿憲の修学に対するこだわりや独自性を見出すことができよう。

また正平十九年（一三六四）、睿憲は根来寺金剛台院において「声字義私聞書」を書写し始めている。<sup>36</sup>「声字義」とは、弘法大師撰「声字実相義」一巻のことであり、十巻章の一つで、真言宗教相聖典中主要なるものとされる。<sup>37</sup>つまり本書も真言教相に関わる聞書であると考えられる。

さらに応安七年（一三七四）五月にも、根来寺大伝法院宿坊において「百法問答」を書写している。<sup>38</sup>「百法問答」は虫損のため開披不能のため、詳細は不明であるが、その冒頭には、「三性」すなわち善・不善・無記性に関して論じられていることが確認できる。いずれにしても本書も教相に関わる聖教であることはまちがいない。この他にも同月、「五教問答鈔下八」を根来寺で書写している。<sup>39</sup>「五教」とは、釈尊一代の教説を五種に大別したものとされ、<sup>40</sup>それに関わる問答鈔といえる。

ところで、これらのうち「声字義聞書」・「五教問答鈔下八」の奥書には、「三宝院末資求法沙門 睿憲」との署名が記されている。これらの署名から、睿憲は根来寺における修学時にはすでに醍醐寺三宝院流を相承しており、三宝院流を本流と主張していたことは注目される。しかし睿憲はこれらを書写した時点では醍醐寺に登山していなかったと考えられる。殊更に睿憲が「三宝院末資」を称した理由を推測するならば、本章冒頭に掲げた「瀧谷寺歴代覚」にみえるように、「大須三流」に含まれ

る中性院流の相承とともに、根来寺において三宝院流の付法を受けたことから、中性院流の源流ともいえる三宝院流を強く意識したためではなかろうか。そのために睿憲はその後、本山醍醐寺での修学を求めて登山を企図したと考えられる。

### （三）下総国東禅院における伝受

睿憲は、根来寺における一回目の登山後の貞治四年（一三六五）とその翌年に下総国土橋東禅寺に止住し、修学活動を行ったことが確認される。「禅談鈔第三」<sup>41</sup>の奥書には、

「于時貞治四年十二月廿五日、於総州千田庄東禅寺礼堂向西窓、西  
 馳筆畢、凡此抄者随分秘藏書故、被仰長老宏情之由、雖然依志之  
 切、蒙免者也、後見人々勿輕思々々々、  
 右筆睿憲<sup>星霜</sup>卅四才」

とある。東禅寺は下総国匝瑳郡（現千葉県匝瑳市）に所在した寺院で、天平三年（七三一）の草創と伝えられるが、弘長二年（一二六三）に執権北条長時の招請により関東に下向した叡尊により、西大寺流の南都教相がもたらされ、さらに叡尊の弟子で、東密や浄土・華嚴・戒律の研究に精励した称名寺湛叡が同寺の長老職になったことにより、鎌倉極楽寺・金沢称名寺とともに東大寺と高山寺の華嚴教学の拠点となった寺院である。<sup>42</sup>この奥書から、睿憲は東国下総にも下向し、積極的に修学活動を行ったことがわかる。「禅談鈔」は瀧谷寺に三冊残されているが、<sup>43</sup>いずれも開披不能のため、詳しい中身は不明だが、第三巻の尾題に「初心始学抄第三」とあることから、「初心」の僧侶のための教相書であると見られる。

奥書にみえる「長老」が誰を指すのかは不明であるが、東禪寺の関係者である可能性が高いと思われる。

(四) 醍醐寺における伝受

睿憲は二度にわたり、醍醐寺に登山している。一度目は至徳二年(一三八五)であり、瀧谷寺所蔵の【史料1】「醍醐寺報恩院隆源授瀧谷寺開山睿憲法印許可灌頂印信印明」によれば、同年六月二日に睿憲は「醍醐寺釈迦院」において「大阿闍梨」報恩院隆源から睿憲に対して「両部印可」が与えられている。<sup>(45)</sup> この印明と同日に「許可灌頂印信紹文」と「血脈」が印信三通一括で与えられているため、<sup>(46)</sup> このときの伝授は許可灌頂であったといえる。このうちの血脈によれば、その相承次第は、

大日如来 — (中略) — 聖宝僧正 — (中略) — 勝覚僧正 — (中略) — 憲淳僧正 — (中略) — 隆勝僧正 — 隆舜僧正 — 経深法印 — 隆源 — 睿憲

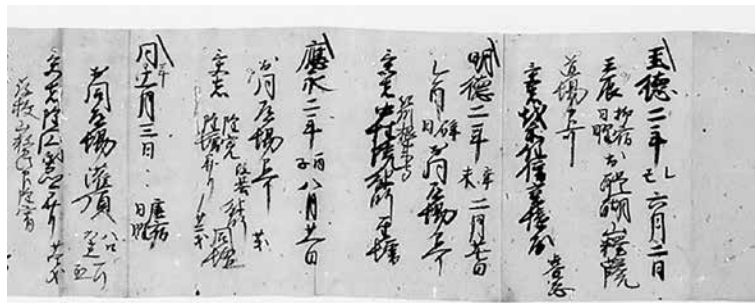
醍醐根本  
報恩院  
釈迦院  
報恩院  
釈迦院

であり、大日如来より醍醐寺開祖聖宝、その後三宝院祖勝覚を経て隆源に至るまでの三宝院流憲深方を相承した歴代の報恩院正嫡が記され、最後に睿憲の名が連ねられている。

ところで印信は通常、伝授を行った師もしくは弟子のいずれかによって記されるが、これらの印信は誰の筆跡であるかを確認してみたい。【史料1】と【史料2】の隆源自筆「隆源印可灌頂受者書上」の筆跡を比較してもらいたい。さらに次ページ掲載の両文書の内の年月日「至徳二年亥六月二日」や「醍醐山釈迦院」の文字を比較すると、筆跡が同一人物のものであることが一目瞭然である。よって、瀧谷寺に残される睿憲の印信は師である隆源の自筆の正文と判断される。



【史料1】「醍醐寺報恩院隆源授瀧谷寺開山睿憲法印許可灌頂印信印明」



【史料2】隆源自筆「隆源印可灌頂受者書上」(文首部分)



〔筆跡の比較〕

① 「至徳二年<sup>亥</sup>六月二日」

② 「醍醐山釈迦院」

〔史料1〕

玉徳二年<sup>乙未</sup>六月二日

醍醐山釈迦院

〔史料2〕

玉徳二年<sup>乙未</sup>六月二日

醍醐山釈迦院

さてこの時の伝授の経緯を表したものと思われる史料が隆源自筆の「越前国三州湊住僧某重受<sup>⑤</sup>記」である。隆源と睿憲との関わりを理解する上で重要な史料であるため、長文ではあるが、以下に全文を掲載する。

越前国三州湊住僧<sup>中</sup>□<sup>号</sup>寶<sup>号</sup>睡<sup>房</sup>、重受事

十日、清瀧宮參籠中<sup>也</sup>、大夫法印來臨、理趣坊宰相律師<sup>宗仲</sup>、对西方

院僧正<sup>賢羅</sup>狀、受法事望申<sup>也</sup>云々

十五日、晚景、理趣坊律師客僧同道來臨之間、対面了、

廿日、客僧召之、尋<sup>伺</sup>傳受之次第、大夫法印於岩本坊対謁、問答受法

事、於根來寺中正院当流之印可遂之、印信等悉隨身、一見之處、

所傳之分、無相違歟、所詮当流印可事懇望之間、以別儀可許之由、

仰舍之、大夫法印可被授由、雖仰之、頼固辭之間、何様先可免許

之分、仰付之了、客僧喜悅、明日東寺御影供被行之云々、可聽聞、

其以後、可企登山<sup>云々</sup>、

廿四日、客僧參、大夫法印於部屋対謁、支度分事、申談之、旅所之

式、毎時不合期之由、歎申之云々、三百疋分可進入之由也、別儀肝

略之条、又非無先規歟、

廿五日、客僧招引之、法印対謁、可始加行之由、仰舍之、加行事、

本儀護摩百日、或重受人三七日等也、然而旅所仏具等雖感得、支具等又不易容、先立当流印可了、又老躰也、徒経数日、住山可為

大宮、仍以別儀、不動供七ケ日勲修之由仰舍之、更不可為向後之例之旨、仰聞之、彼客僧申云、於中正院印可之時、以不動供七ケ日令勲修了、是偏被優旅所之貧僧也、帰国之後、且修護摩、可補其分<sup>云々</sup>、今仰又大略同之、喜悅々々<sup>云々</sup>、

抑印可加行修供先規如何者、祖師權僧正<sup>靈淳</sup>於根來寺対頼瑜法印受印可給之時、アミタ供七ケ日也、御重受別儀之儀<sup>云々</sup>、以之可為例歟、但今度之聽許者、偏可扼慈悲之一門者也、更不可為向後之例而已、

廿七日、

客僧招引之、時以下沙汰之、夫法相伴、今日猶意得之、灌頂印可之詔書<sup>⑥</sup>等数通隨身令披見了、事様無子細、珍重々々、

九月

二日、

明日加行結願日也、可遂印可由、兼雖定之、依件過寺僧事山上山下騷動之間、今夜授印可了、道場料理以下事、大夫法印奉行之、毎事略式而已、

大壇八杯<sup>大</sup>、小

十祖<sup>八祖尊師先師也</sup>分廿杯<sup>小</sup>、

仏布施二裹<sup>兩界分</sup>、

十祖分廿二裹

已上、厚紙廿四帖也、

本史料の冒頭には「越前国三州湊住僧宝幢房」と見え、文中には「客僧」と表現される。この「宝幢房」が睿憲を指す根拠となるのが、前掲した【史料2】隆源自筆「隆源印可灌頂受者書上」である。この冒頭に「受者越前住僧宝幢房睿憲」と記されていることから明らかとなる。よって本史料は、隆源による瀧谷寺睿憲への授与記であるといえる。

ただし本史料には和暦がどこにも書かれていない。また文首には月が書かれておらず、「十日」から始まっている。文中に「九月」と記され、次行に「二日」とあることから、文首の「十日」は「八月」と考えられるが、前掲した【史料1】の印信と本史料の内容から考えて、「九月」は「六月」の誤記であり、本史料の内容は至徳二年五月〜六月にかけてのものと考えたい。

さてこの重受記からどのようなことが読み取れるであろうか。以下に各日条の内容をまとめる。

①（五月カ）十日、隆源の兄弟子で同門である「大夫法印」実舜が来臨し、「理趣坊宰相律師宗仲」が「西方院僧正賢耀」へ充てた書状に（客僧が）「受法事望申」していることが認められていることを隆源に告げた。

② 同十五日、「理趣坊律師」宗仲が「客僧」（睿憲）を「同道」し「来臨」してきたので、隆源は「対面」した。

③ 同廿日、「客僧」（睿憲）を召し寄せ、山上の岩本坊において実舜を通して、「伝受次第」（伝受の状況）について「問答」させたところ、「根来寺中正院④」において「当流之印可」を遂げており、「印信等」も「隨身」していたため、確認した。そこで「別儀」として「印可」授与を許可した。但し睿憲は、翌日、「東寺御影供」を「聴聞」す

るつもりだということで、その後醍醐寺に再度「登山」すると述べた。

④ 同廿四日、実舜が「客僧」（睿憲）に「対謁」し、「支度分」（印可への報物）について相談したところ、「旅所之式」のため「三百疋」を進上すると述べた。

⑤ 同廿五日、実舜が「客僧」（睿憲）に「対謁」し、「加行」を開始した。「加行」の「本儀」としては、「護摩百日」で、「重受人」の場合、「三七日」（二十一日）であるが、「旅所」であり「老躰」（当時五四歳）であるため、「別儀」により「不動供七ケ日」の「勤修」とすることを「仰含」めた。ただし隆源は、「今度之聴許」（印可許可および加行の短縮）は「偏に慈悲之一門に拠する者也」とし、「向後之例」としないことを記している。

⑥ 同廿七日、「客僧」（睿憲）が「隨身」した「灌頂印可之詔書等⑤数通」（おそらく根来寺中性院授与の印信等）を「披見」した。

⑦（九月）とあるが「六月」の誤りか）二日、明日が「加行結願日」のため、今夜「印可」を授けた。道場の「料理」（設え）については「大夫法印」実舜が「奉行」したが、「毎事略義」で行われた。

これらの記述において、最も注目されるのが、③にみえる、睿憲が根来寺中性院における伝授の印信を隨身していたことである。現在、瀧谷寺には根来寺中性院の印信は確認されないが、隆源はこれらを披見し、「事様子細無し、珍重々々」と述べていることから、睿憲が所持した印信は問題のない内容であったことがわかる。すなわち隆源が睿憲に「別儀」を以て「当流印可」を許可した最大の理由とは、すでに睿憲が根来寺における「印可」を所持していたためであった。

もう一つ取り上げておきたいのは、⑤の加行の方法である。隆源自筆

の「印可灌頂法脈図草」によれば、隆源は生涯にわたり大阿闍梨として「印可八卜、灌頂十卜」を行ったと記しているが、その初度は至徳二年六月二日における睿憲へのものであった。その後、隆源は応永二年（一三九五）八月廿一日には醍醐寺僧隆基と隆増に「印可」を、同十年十一月には兩人に「入壇」（伝法灌頂）、同年六月には三宝院門跡満済に「印可」（許可灌頂）等を受けている。このように隆源の弟子は、そのほとんどが醍醐寺僧であり、地方僧は睿憲と根来寺中性院聖増・同院聖融・同寺聖天院景範、三輪蓮覚上人のみであった。第一章で述べたように、応永十五年（一四〇八）に隆源自らが根来寺に下向し、聖天院賢範・景範に伝授灌頂を受けた後、景範に対して、応永廿二年（一四一五）九月三日に京都法身院道場において印可と重位を伝受したが、その際、「在京旅所之間、以別儀、不動供七日加行<sup>②</sup>免之了」と記している。つまりここにみえる「別儀」の方法は前掲の睿憲への「別儀」の伝授方法を踏襲したものであった可能性が指摘できよう。よって睿憲への伝授は隆源にとつて他寺僧への伝授として画期となるものであり、ひいては醍醐寺僧における他寺僧・地方住僧への伝授の先駆けともいえるべきものであった。

最後に、地方僧である睿憲が醍醐寺僧である隆源を師として定め、法流伝授を求めたのかについて推測してみたい。睿憲は、醍醐寺を訪れる以前の永和元年（一三七五）・同二年、越前「三国湊性海寺談所」に身を寄せていたことがある。性海寺は、瀧谷寺と同じ三国湊（現福井県坂井市）に所在する真言宗寺院であり、現在は智山派に属している。延文元年（一三五六）宗信が、三国宿浦の篠谷に一字を創建し、篠谷山性海寺と称したのに始まり、永徳元年（一三八一）二代空信の時、現在地に移ったとされる。性海寺開山とされる宗信は、延文二年三月、醍醐寺

報恩院において報恩院院主経深から許可灌頂を受けており、そのことを証明する印信（印明・紹文・血脈）が性海寺に現在も所蔵されている。前述した通り、経深は隆源の師であり報恩院の正嫡であった。また①に見える睿憲の伝授を隆源に取り次いだ「大夫法印」実舜も経深の弟子にあたる。よって推測の域をでないが、睿憲が隆源の許を訪れた要因の一つには、性海寺開山宗信と報恩院経深との法流上のつながりに示唆を得たものであった可能性が考えられる。

ところでこの許可灌頂伝受後まもなく睿憲は醍醐寺において「出家受戒法」を書写している。その奥書には、

「至徳三年正月六日、於理趣房、賜隆源僧正御本令書寫了、

金剛仏子睿憲」

とあり、上醍醐寺の「理趣房」において、隆源から自筆本を賜り、出家受戒に関する事相聖教を書写したことがわかる。これはすなわち隆源からの許可灌頂後も醍醐寺にとどまり、修学を続けたことを意味する。

その後、睿憲は一旦醍醐寺を離れたが、応永五年（一三九八）七月十日、再度報恩院隆源の許を訪れた。その際に与えられた隆源筆の印信も瀧谷寺に残されている。なおその写が醍醐寺にも確認されるが、これらの印信によれば、この時の灌頂は「金剛名号」が記されていることから「伝法灌頂」と判断され、「醍醐山釈迦道場」において行われたことがわかる。この時の灌頂は、前掲の【史料2】に「無職業、但三摩耶会<sup>如常</sup>、夜時讚衆四人、受者宝幢院、教授山務法印<sup>隆睿</sup>」と記されていることから、「職業」が出仕しない形式で行われ、教授役は報恩院の門徒である「山務」（上醍醐寺山務）の隆睿が勤めるといふ小規模な

方法であったことがわかる。このような地方住僧に対して行われた伝授方法は、室町後期の無量寿院堯雅による事例によれば、「略儀」と記され、

「田舎」(地方)における特有の方式と表記されている。<sup>(61)</sup> よって隆源から睿憲への伝授の事例はこれより以前のものであるから、地方住僧への伝授方法という点においても先例となるものと位置づけられよう。

なおこれに先立つ同七月八日、睿憲は隆源から、「身密口決」を伝授されている。<sup>(62)</sup> その奥書には、

「応永五年七月八日、於醍醐西谷宝幢院、賜僧正御本令写了、但本書添注等并仮字切跋等、皆悉雖朱書、依旅宿長住□不堪、聊用墨畢、睿憲七十」

と記されており、睿憲は上醍醐寺西谷宝幢院において隆源本を与えられ書写したが、隆源本に記されていた「注等并仮字切跋等」は朱書であったものの、「旅宿」のため朱墨が無かったようで、「墨」を用いて筆写したことがわかる。なお「身密口決」という聖教だが、「身密」とは三密の一であり、人知では計り知れない、仏の神秘不思議な身体による行為のことである。本書の冒頭には金剛界大日如来の真言、「房中作法」の次第が記されており、印契に関する口決、すなわち事相に関わる聖教のようである。

以上より、伝法灌頂のための醍醐寺登山においても、睿憲は意欲的に隆源に聖教を求めていることがわかる。

#### (五) 睿憲書写聖教に対する隆源の反応

これまで睿憲が各寺院において伝授された書写した聖教については述べてきた。ここでは少し話がそれるが、醍醐寺隆源が睿憲の所持した聖教に対して示した関心について注目してみたい。まず本章(一)で前掲した、「大須」において睿憲が書写した「許可灌頂次第」と「伝法灌頂口伝抄」について取り上げる。

「許可灌頂次第」の本奥書については、本章の(二)で掲載したが、その後には次のような奥書が続いている。<sup>(63)</sup>

「醍醐水本僧正有御披見仰云、此本交合正本、多分無相違、細注等少々無之計也云々、  
仏子睿憲」

本書は睿憲が「大須」において書写したものであるが、その後、睿憲は醍醐寺に登山した至徳二年か応永五年かのいずれかに隆源に本書を披露したことがわかる。そこで隆源は本書と醍醐寺にある「正本」とを交合した結果、ほとんど異なる点がないが、「細注等」は多少無い箇所があると睿憲に対して述べたというのである。このことから、隆源は地方における三宝院流聖教に対して興味を持ち、その内容を確認している様子<sup>(64)</sup>がうかがわれる。

また同様に睿憲が「大須」で書写した「伝法灌頂口伝抄」は、醍醐寺にもその書写本が確認される。<sup>(64)</sup>

(本奥書)「本記云、乾元二年八月八日、於鎌倉郡極楽寺保寿院書写了、

已上、口伝、心奉受遍智院法印御房、御口伝所記給口伝也、是三宝院灌頂外儀法則也、金剛仏子叔海在判」

(書写奥書)「至徳三年丙寅三月中旬、越前任三州湊宝幢院睿憲持来本一見之次、

誂或人令書写之了、是遍法印実勝对僧家对而所示口伝歟、可尋之、

本奥書は、前掲の瀧谷寺に所蔵される同書と同じであるが、書写奥書によれば、本書は至徳三年(一三八六)三月に睿憲が醍醐寺に「持来」たる聖教の書写本であり、隆源が三宝院流先師実勝の「口伝」として興味を持ったことがわかる。本書の内容としては、伝法灌頂における口伝であり、「受者加行」・「支度」・「請定」の書様、「三宝院」の道場図も記されている。

同様に、睿憲の聖教が醍醐寺で書写された事例は他にもみられる。「大師作自行観以下五箇條」の奥書には次のように記されている。<sup>(65)</sup>

(本奥書)

「御本云、至徳二年七月上旬之比、越前客僧睿憲隨身書籍中、此書殊秘藏相伝云々、一見之次如形写留之、真疑可決之、

沙門隆一判」

(書写奥書)「応永十二年乙酉三月十八日、於宝幢院禅窓、以御本書写之、

願此功德往生極楽、 仏子隆宥春秋七十八」

至徳二年(一三八五)に睿憲が「隨身」した「書籍中」に、本書を見出した隆源は「秘藏相伝」と認め、「写留」めたことがわかる。さらにその後、報恩院門徒の隆宥も書写を重ねており、睿憲所有の聖教が醍

醐寺において「秘藏」された。さらに本書は寛文九年(一六六九)に上醍醐宝幢院において朝英なる僧侶によって書写がくり返されている事が確認される。<sup>(66)</sup>

以上、本章では、睿憲が諸国諸寺院において教相・事相に拘らず、広く様々な僧侶に教えを求め、そこで伝受を受け、聖教を書写していたことがわかる。そのみならず、それらの各寺院で得た聖教を醍醐寺に「隨身」したことから、醍醐寺には所蔵されていない三宝院流の重書がもたらされ、時代を超えて書写や閲覧が繰り返され、定着していったことは注目されよう。

### 三 睿憲による在地での伝授

前章でみたように、多くの聖教を書写し、修学を積んだ睿憲はその後、越前国に戻り、在地においてどのような立場や地位を築き、役割を果たしたのであろうか。

『瀧谷寺歴代覚』によれば、睿憲は、永徳元年(一三八二)に「坂北郡坪江下郷平野村」に瀧谷寺を開基し、「灌頂堂」・「鎮守五社」・「拜殿」・「本坊」等を建立し、その他に「法事道具」・「幡花」・「法具」・「法服」・「袈裟」・「仏具」・「事教聖教等、此外田地等」が備わり、さらに「門徒」も「在々所々」に存在したことが記されている。<sup>(67)</sup>そしてこれらはみな睿憲の「類聚」であると述べられている。応永十八年(一四一一)には、「下坊」に隠居し、二世睿宥に瀧谷寺や上記の「住持物」等を譲与した後、同二十七年(一四二〇)九月に同地において八十九歳で入滅した。このうちの「門徒」については、睿憲の在世中の応永二十一年正月日付の「瀧谷寺門徒次第」から知ることができる。<sup>(68)</sup>ここには「一番」〜「廿一番」までの門

徒名が記されており、すべての寺院の在在を明らかにすることはできないが、「一番 鷹巣 靈山院」「三番 糸崎寺」「八番 大口 宝珠院」「十五番 蓮之浦 金剛院」は瀧谷寺と同じ坂井郡、「二番 木田松尾 持宝院」「七番

一王寺」「十三番 藤島 安楽院」「廿番 河合庄 八重巻寺」はその地名より福井と、越前国内に所在していることがわかる。一方で、「四番 因幡国

摩尼鉢寺」「五番 因州 観音寺」は因幡国、「九番 加賀国 慈光院」「十番 同国 天池寺」「十九番 加賀国 福田 南陽院」は加賀国に所在する寺院である。

つまり瀧谷寺の門徒が日本海沿岸に広範囲に広がっていることがわかる。これらのことから、睿憲の時期において、すでに門徒が地域的広がりを持って、存在していたことは注目される。そして睿憲の許に多くの門徒が集まった理由は、畿内や東国における本山等で幅広い修学に裏打ちされた学徳やその名声によるものと考えられよう。

ただし門徒に対して、どのような伝授を行ったかを記す直接的な史料を見出すことはできないが、通常、門徒関係を結ぶ場合は少なくとも師資関係を結んだと考えられる。よって少なくとも「印可」(許可灌頂)を行ったと推測される。

唯一、睿憲が灌頂を行ったことを表す史料としては、瀧谷寺二世となる睿宥への印信二通が確認される。まず一通目が、明徳四年(一三九三)四月十五日に行われた阿弥陀灌頂の印信である。阿弥陀灌頂とは、三宝院流憲深方(報恩院流)に伝わる大事とされ、阿弥陀・不動二尊の灌頂印のみを阿弥陀灌頂・不動灌頂と名付け、小印信十三通乃至十七通の一つとして伝えるという。睿憲が隆源から阿弥陀灌頂を伝授したことを示す印信や史料は管見の限り見出すことはできないが、報恩院に関わる伝授であるとするならば、隆源からの伝授に由来するものかもしれない。

二通目は、同年十一月廿一日に行われた相応経灌頂の印信であり、同

印信の案文は、醍醐寺にも所蔵され、睿憲の花押影も記されている。相応経灌頂とは、瑜祇経灌頂と同じとされ、多くは瑜祇教序品に説ける瑜祇灌頂の印明を伝える大事という。文首には「相応経灌頂印 初重」として印明が記され、さらに文中には「次二重印」「第三重印」とみえる。内容としては初重から第三重にわたる印明とともに口決が確認でき、教相に関わる大事とみられる。睿憲から睿宥への許可灌頂や伝法灌頂印信は瀧谷寺には残されていないため、師資間で三宝院流が伝えられたのかは定かではない。

但し、永徳二年(一三八二)に睿憲が遣した十七箇条の置文には、

一 当寺灌頂等道具、設雖為密室之門徒之同朋、於有所用者、来至於  
 当本寺、可令借用勤行者也、全不可出於他処事、況於他門之輩哉、  
 一 当院所納置聖教等雖為少分、全不可移他処事、但当住之人弘通利  
 益之間、可為其計、努々号我物、不可隨身於他処者也、

と記されており、睿憲の時代から、瀧谷寺に「灌頂等之道具」「聖教」が大事に納め置かれ、厳重な管理がなされていたことがわかる。そして当然、門徒や住僧に対してこれらを用いた灌頂や伝授がしばしば行われ、第二章で取り上げた「出家受戒記」・「許可灌頂次第」・「伝法灌頂口抄」・「身密口決」などの事相聖教が用いられたにちがいない。また「初心始学抄」たる「禪談抄」や、「愚勘愚意」を付け加えた「大日経疏聞書」などの教相聖教を使って教学が行われ、弟子や門徒の育成や関係が構築されたものと推測される。

おわりに

本稿では、瀧谷寺や醍醐寺に残される聖教史料を活用し、瀧谷寺開山睿憲の多彩な修学活動について検証を行った。睿憲は東国や尾張国大須、京都醍醐寺、紀伊国根来寺などの事相・教相本寺や拠点寺院を廻り、伝授や聖教書写を積極的に行い、多くの自筆聖教を残した。特に醍醐寺における修学の実態については、睿憲の師隆源自筆の聖教や伝授記から、具体的な伝授の様子をうかがうことができた。中世後期において醍醐寺僧が地方住僧に付法を行い、中世的本末関係を築いたことは周知の事実であるが、隆源と睿憲との関わりは、醍醐寺僧と地方住僧との伝授方法やその結びつきを示す初期の事例であることはまちがいになく、そうした意味で醍醐寺の歴史や中世的本末関係における画期となる伝授であったと考えられる。

中世における地方寺院が如何に開山されたのか、その経緯や過程については、それぞれの地域や有力武士などとの関係により様々であろう。しかし地方寺院を開山した僧侶は開山に値する僧侶として秀でた学識を積んでいたにちがいない。よって瀧谷寺睿憲の事例は、数少ない地方寺院の開山としての足跡を辿ることができる事例としてみるべきものといえよう。そして何より睿憲の修学活動は、事相・教相の両面にわたるものであり、後に瀧谷寺が越前国における談義所としてその地位を確立していく基盤を作ったといえる。

なお今回は紙数の関係により、瀧谷寺開山睿憲の修学活動のみを取り上げるに留まったが、瀧谷寺と醍醐寺との関わりは江戸時代に至るまで継続し、それらの関係を表す史料も瀧谷寺および醍醐寺に数多く確認さ

れる。今後もこれらの史料から、両寺の関係性の変遷や実態を解明していきたいと考えている。

【注】

- (1) 「瀧谷寺」の表記については、史料や刊本、参考文献等によっては、「滝谷寺」と表記されることもあるが、本稿の本文中では基本的に「瀧谷寺」に統一する。ただし刊本等で「滝谷寺」と表記されている場合はその表記に準じることもある。
- (2) 『福井県史 資料編2 中近世』所収「八 滝谷寺文書」、なお本書は以下、出典表記の際には「福」と省略す。「滝谷寺歴代覚」（『福』滝二〇）。
- (3) 「瀧谷寺文書 解題」（『福井県白山信仰関係古文書調査報告書 越知神社・剣神社・瀧谷寺文書目録』福井県教育委員会、二〇一二年）、「滝谷寺文書・聖教」（『文化財調査報告』第40集、福井県教育委員会、一九九四年）。
- (4) 「醍醐寺文書聖教」以下、出典表記の際には「醍醐」と略す。
- (5) 土屋久雄著編『瀧谷寺の文書と寺宝』摩尼宝山瀧谷寺、一九八四年。以下、本書を出典表記とする際は、「瀧文」と表す。
- (6) 『福井県白山信仰関係古文書調査報告書 越知神社・剣神社・瀧谷寺文書目録』福井県教育委員会、平成二四年。なお本書の目録を出典表記とする際は、「瀧目録」と表す。
- (7) 榎田良洪氏「真言密教成立課程の研究」山喜房佛書林、一九六四年。
- (8) 坂本正仁氏「中世後期における根来寺と地方寺院・僧侶―新義真言宗の生成と根来寺」（『根来寺文化研究所紀要 第二号、二〇〇五年一〇月）。同「醍醐寺所蔵「澄恵僧正授与記」「授与引付澄恵」（『豊山学』第四十五号、二〇〇二年）、同「史料紹介「亮恵僧正門弟帳」（『豊山学』第四十四号、二〇〇三年）、同「醍醐寺所蔵「授与引付（俊聡）」「授与引付天正二年（俊聡）」（小野塚幾澄古稀記念論文集「空海の思想と文化」ノンブル、二〇〇四年）、同「醍醐寺所蔵「源雅授与記」（『インド学諸思想とその周延』、佛教文化学会、二〇〇四年）、同「醍醐寺所蔵「雅嚴授与記」（『真言密教と日本文化』、ノンブル、二〇〇七年）。
- (9) 拙稿「史料紹介「堯雅僧正関東下向授与記」（『研究紀要』醍醐寺文化

財研究所、十九号、二〇〇二年。

- (10) 拙稿「付法史料の語る醍醐寺無量寿院と東国寺院―醍醐寺堯雅僧正の付法活動を通して」(『古文書研究』五一号、二〇〇〇年四月)、拙稿「第三部 醍醐寺諸流の地方への伝播」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八年)。
- (11) 拙稿「醍醐寺・根来寺と田舎本寺との寺僧交流―尾張国万徳寺を通して―」(永村眞編『中世寺院の仏法と社会』勉誠出版、二〇二一年)。
- (12) 万徳寺僧の修学活動については、三好俊徳氏「真福寺と尾張地域の寺院―大須文庫所蔵無住閑連聖教の伝来について―」(阿部泰郎・末木文美士編『中世禅への新視角―『中世禅籍叢刊』が開く世界』、臨川書店、二〇一九年)がその一端について触れている。
- (13) 稲葉伸道氏「中世後期の顕密寺院の「一門」形成と近世への展開―尾張国真福寺・万徳寺を事例として―」(『佛教史學研究』第六四卷第二号、二〇二三年七月)。
- (14) 稲葉伸道氏「尾張国真福寺開山能信百年忌法要にみる室町中期の真福寺―一門―」(『愛知県史研究』第二三三号、二〇一九年)。
- (15) 注(10)前掲書。
- (16) 醍醐寺所蔵、『醍醐』番外。
- (17) 永村眞氏「醍醐寺報恩院と走湯山密厳院」(『中世醍醐寺の仏法と院家』吉川弘文館、二〇二〇年)。
- (18) 「伝燈広録」、『大日本古文书』家わけ十九醍醐寺文書二一三〇六(一一)。
- (19) 注10前掲書。
- (20) 永村眞氏「中世醍醐寺と根来寺」(『新義真言教学の研究』、平成十四年十月、同「頼瑜法印と醍醐寺」(『智山学報』第五十二輯、平成十五年三月)、佐藤重莉華氏「醍醐寺僧と根来寺僧の交流とその変容」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』二七、二〇二一年)。
- (21) 「隆源僧正根来寺下向記」(『醍醐』七一四函九五号)。
- (22) 「源雅授与記」(『醍醐』一三三函八二番)。
- (23) 「雅厳授与引付」(『醍醐』一三三函八二番)。
- (24) 「万徳寺文書」一三六(新修 稲沢市史)資料編七 古代・中世所収「中世 I 市内所在文書(四)万徳寺文書」、一九八三年)、この文書についてはすでに注(11)前掲拙稿において取り上げている。
- (25) 「報恩院末寺帳」(『大日本古文书』家わけ十九 醍醐寺文書』五一

九六六)。

- (26) 「福」滝二〇、『瀧文』法九。
- (27) 「福」「瀧文」のいずれも「武就方」と翻字しているが、「武藏方」の誤りと思われる。大須三流については、稲葉伸道氏「尾張国真福寺の成立―中世地方寺院の一形態―」(『名古屋大学文学部研究論集(史学)』48、二〇〇二年)に詳しい。
- (28) 永村眞氏「醍醐寺報恩院と根来寺中性院」(『中世醍醐寺の仏法と院家』吉川弘文館、二〇二〇年)。
- (29) 「角川歴史地名辞典」『宝生院』項。
- (30) 本史料は『瀧目録』聖教①(4)事相書類3に、(三)宝院流伝法灌頂外儀法則」と仮題されているが、これは本史料が前欠で外題と主題が不明であるためである。しかし後述するように本書と同内容の聖教が「醍醐寺文書聖教」五一五函一二号に確認され、その主題には、「伝法灌頂口伝抄」と記されているため、ここではこの主題に準じて史料名を変更した。
- (31) 石田浩子氏「醍醐寺地藏院親玄の関東下向―鎌倉幕府勤仕僧をめぐる一考察―」(『ヒストリア』第一九〇号、二〇〇四年六月)、『醍醐寺新要録』座主次第篇。
- (32) 信慶については、能信より意教流義能方の伝授を受け、「讃州道隆寺大僧都」と号される僧であるという(伊藤聡氏「善通寺聖教のなかの大須観音真福寺関係資料について―特に良勢・信慶をめぐる―」(『善通寺教学振興会紀要』第十七号、二〇二二年)。
- (33) 「瀧目録」二 聖教①(4)事相聖教7。本史料は睿憲の書写本であり、本奥書の後に睿憲による奥書が続いているが、その内容については本章(四)に掲載する。
- (34) 「密教大辞典」大日経疏項。
- (35) 「瀧」法一、『瀧目録』聖教①(3)教相書類4。
- (36) 「瀧文」法一、『瀧目録』聖教①(3)教相書類6。
- (37) 「密教大辞典」声字義項。
- (38) 「瀧文」法一、『瀧目録』聖教①(3)教相書類3―1―3―4)。
- (39) 「瀧目録」聖教①(3)教相書類1―10)。
- (40) 宇井伯寿監修『佛教辞典』五教項。
- (41) 「瀧目録」聖教①(3)教相書類2―1)。
- (42) 「日本歴史地名大系」平凡社。



- (43) 『瀧目録』聖教①(3) 教相書類2—1、2—3。
- (44) 滝谷寺所蔵、写真は『福井県白山信仰関係古文書調査報告書 越知神社・劔神社・瀧谷寺文書目録』図版(22)より転載。
- (45) 『瀧文』法三、『瀧目録』聖教①(2) 印信類1。本史料名については、内容に随い、上記の翻刻刊本の名称を適宜変更した。
- (46) 紹文は『瀧文』法4、『瀧目録』聖教①(2) 印信類3—1。血脈は『瀧文』法5、『瀧目録』聖教①(2) 印信類10。
- (47) 『醍醐』八二函一〇六函四番。本史料中に応永十年六月廿一日に京都法身院において十月廿一日に座主満済に「印可」を授けた記事に「予<sup>六十三</sup>とみえることと、これまでの隆源自筆書状等の分析より、本史料が隆源自筆であることは間違いない。
- (48) 『醍醐』八〇函七九号八番。本書の冒頭に見える「重受」とは、睿憲がすでに根来寺中性院流を伝受していたことから、このような表現を用いたと推測したい。また本書が隆源の自筆によるものであることは、『史料1』『史料2』との比較などから明らかである。
- (49) 『醍醐』八〇函七九号七番、八二函一〇六号四番、同号九番、同号一〇番。
- (50) 第二章冒頭で掲げた「瀧谷寺歴代覚」の最後に、「又中性院聖憲法印印可相伝分在之」とみえることから、本書の作成された享祿四年(一五三二)においては、根来寺中性院聖憲の印可が相伝していた可能性が考えられる。
- (51) 『醍醐』八二函一〇六号三番。
- (52) 『醍醐』八二函一〇六号三番・同九番。
- (53) 注(51) 前掲史料。
- (54) 「二教論私聞書」(『瀧目録』①聖教(3) 教相書類5)、「声字義私聞書」(同上、教相書類6)。
- (55) 『日本歴史地名大系』平凡社。
- (56) 「醍醐寺大僧都経深伝法灌頂印可」「醍醐寺大僧都経深両部印可」(『福井県史』資料編2 中・近世「四 性海寺文書」一号・二号・三号文書。なお上記各史料名は、史料の内容から、前者が「醍醐寺報恩院大僧都経深授法印宗信許可灌頂印信紹文」、後者が「同許可灌頂印信印明」「同印信血脈」が適当と考える。
- (57) 『瀧目録』聖教①(4) 事相書類4。
- (58) 『瀧目録』聖教①(2) 印信類2, 3—2。
- (59) 『醍醐』七七函三〇号一、四番。
- (60) 『醍醐』八二函一〇六号四番。
- (61) 注(10) 拙稿論文。
- (62) 『瀧目録』聖教①(3) 事相書類9。
- (63) 『目録』聖教①(4) 事相書類7。
- (64) 『醍醐』五一五函二二号。
- (65) 『醍醐』二九二函四号。
- (66) 『醍醐』六二五函一〇号一番。
- なお睿憲が作成した聖教は、文明五年(一四七二)になり、醍醐寺にもたらされたものもみられる。
- 〔伝法灌頂初後夜略記〕(『醍醐』七〇五函七一号一番)
- 〔外題〕「初後略記私」
- 〔表紙〕「宗鏡(右下)」
- 〔首題〕「初夜金剛界」「胎藏界」
- 〔奥書〕「此作法者、宗鏡僧都持参<sup>之阿</sup>加一覽之、次雖為無用書留之、彼本<sup>ハ</sup>去年越前国瀧谷<sup>ニ</sup>僧都在国之時、坊主<sup>瀧谷</sup>以自筆写給<sup>云々</sup>、先師睿憲製作也、三摩耶戒サ法有別々<sup>云々</sup>、分、
- 文明五 八 日 権僧正賢深
- 要するに、本書は、醍醐寺報恩院門徒の宗鏡が文明四年に瀧谷寺を訪れた際に、瀧谷寺坊主が自筆で書写したものを給わったものであるという。そして本書は、隆源僧正の弟子である瀧谷寺開山睿憲の制作であるとす。以上より、後世においても三宝院流に連なる睿憲の制作本が醍醐寺にもたらされ、閲覧されていたことは注目される。
- (67) 『福』滝二〇。
- (68) 『福』滝二。
- (69) 「睿憲授睿宥阿弥陀灌頂印信」(『瀧目録』聖教①(2) 印信類22)。
- (70) 「密教大辞典」阿弥陀灌頂項。
- (71) 「睿憲授睿宥相応経灌頂印信」(『瀧目録』図版(25)、聖教①(2) 印信類23)。「醍醐」七七函二九号に同書案文。
- (72) 「密教大辞典」瑜祇灌頂項。
- (73) 「瀧谷寺法写」(『福』滝一)。

〔付記〕

本稿を執筆するにあたり、史料の閲覧や掲載においては醍醐寺当局および龍谷寺住職貝谷隆慧氏に多大なるご高配を賜った。心より感謝申し上げます。また史料の翻刻においてご助言を賜った永村真氏にも御礼申し上げます。

なお本稿は、科学研究費助成事業基盤研究（B）（研究題目「日本海交易と宗教ネットワークから見た歴史的幹線の再発見」、研究代表者藤井雅子、令和5年度～8年度）の成果の一部である。